

臨時福祉給付金

1人につき6,000円を支給

消費税率引上げの影響などを踏まえ、所得の低い方の負担を軽減するため、昨年度に続き、暫定的、臨時的措置として臨時福祉給付金を支給します。対象となる方は、申請期間中に手続きを行ってください。

社会福祉課
☎995-1819

給付要件

支給対象者／平成27年1月1日時点で本市に住民登録があり、平成27年度分の市民税が課税されていない方

※市民税が課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者は対象外です。

※DV被害者や児童福祉施設などに入所している児童が、本市に住民登録をしないで、本市に住んでいる場合、申請を受け付けることができる場合があります。ご相談ください。

支給額／1人につき6,000円

基準日／平成27年1月1日

申請は平成28年2月1日(月)まで

給付金を受けるためには、申請が必要です。対象の方には、案内書類を郵送します。

申請期間／10月1日(木)～平成28年2月1日(月)

※土日・祝日、年末年始を除く

申請方法／市役所地下会議室の受付または、郵送で手続きをしてください。

※1月4日(月)以降は、社会福祉課で受付を行います。

必要な書類

①申請書

②振込口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードの写し）

※昨年度の臨時福祉給付金を本市から受け、今年度も同じ口座への振り込みを希望する場合は省略できます。

③本人確認ができるもの1点（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券、保険証など ※写し可）

給付金専用ダイヤル

992-8660

10/1～12/28（土日・祝日を除く）
8時30分～17時15分



カクニンジャ

給付金の支給は口座振込

申請後、審査が行われます。審査の結果や支払日などは、10月中旬ごろから随時通知します。給付金の支給が決定すると申請書に記載された口座に支給します。

そのほか

- 今年度は、子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金のどちらの要件にも該当する場合、両方を受け取ることができます。それぞれ申請が必要です。
- 子育て世帯臨時特例給付金については広報すその6月1日号をご覧ください。申請は10月1日(木)までです。子育て世帯臨時特例給付金に関するお問い合わせは子育て支援課(☎995-1841)へお願いします。
- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられません。
- 申請期間などは、市区町村により異なります。申請先が本市以外の方は、事前にご確認ください。

注意!

振込詐欺・個人情報の詐取

子育て世帯臨時特例給付金や臨時福祉給付金名目の振込詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。自宅や職場などに市や厚生労働省の職員などをかたり、個人情報を聞き出そうとする電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は、市が警察にご連絡ください。

市や厚生労働省などが次のようなことをお願いすることは絶対にありません。

- ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いする。
- 給付金を支給するために、手数料などの振り込みを求める。
- 通帳やキャッシュカードを預かる。
- フリーダイヤルや携帯電話への連絡をお願いする。

☎警察相談専用電話 # 9110